

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	株式会社水機テクノス	東京都世田谷区桜丘5-48-16
2	水道機工株式会社	東京都世田谷区桜丘5-48-16

2 入札参加資格停止措置期間 令和5年3月1日から令和5年5月31日まで（3カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する物品調達契約

4 事実概要

株式会社水機テクノス及び水道機工株式会社は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行った。

これらのことにより、上記2社は、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市物品調達等の契約事務に関する規程第24条第2項の規定において準用する水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第13項「建設業法違反」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第13項 ア 建設業法第28条の規定に基づく指示処分を受けたとき。	当該認定をした日から 2カ月以上6カ月以内
イ 建設業法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から 3カ月以上9カ月以内